

# 飯田市議会

## 議会改革・運営ビジョン

平成24年3月22日

## 目 次

1. 地方議会の抱える課題と問題点	1
2. 飯田市自治基本条例の検証に至った背景	2
(1) 議会改革の取り組み経過	2
(2) 検証に至った背景と議会改革・運営ビジョンの必要性	3
3. 取り組み経過について	4
(1) 飯田市自治基本条例検証会議	4
(2) 議会制度検討委員会の役割と検討の視点	7
(3) 議会制度検討委員会における検討の経過	8
4. 検討結果について	12
(1) 議会改革・運営ビジョンのポイント	12
(2) 議会改革・運営ビジョン一覧（案）	14
(3) 次なるステップに向けて	24
5. おわりに	30

## 1. 地方議会の抱える課題と問題点

名古屋市や阿久根市の例に見られるように、二元代表制の一翼を担う議会の不要論が、マスコミにも取り上げられたが、これらの動きは、議会の不信に火をつけ、地方議会の本質的な問題を議員定数や報酬の問題に矮小化してしまう傾向がある。

このような状況の中、注目しなければならないことは、二元代表制の機関競争がうまく機能し、議会自体が市民から評価されているかである。

現在も、個々の議員は日頃の活動を通じて市民要望や行政課題を把握しているが、本会議や委員会の運営においては、議員が個々に執行機関へ疑問点を質すことに終始しており、議員間の討議がほとんど行われていない議会が多い。この結果、議会から議案等を提出したり、議会として執行機関の提案に対する積極的な修正を行うことが少なく、議会が追認機関であるとの批判も多い。

一方、執行機関は、この間、パブリックコメントや各種アンケート・調査等を通じて、広く市民の意見を聴取する仕組み等を取り入れており、市民の声を政策等に反映させている。このように、執行機関側において、意見集約から企画立案、事業実施、評価までの一連のサイクルに、これまで以上に市民参加が進めば、市民の意見が反映した執行機関側の提案に重みが増し、二元代表制としての議会の政策提案や監視機能をどのように発揮していくかが課題となってくる。

地方議会の強みは、市民の声を反映させた活動が可能であることで、様々な地域・職域から選挙によって選ばれた議員は、多様な意見を持っており、現場から問題を提起し解決策を提案していくことができれば、議会に対する一方的な評価は変わるはずである。

また、議会自らが、議会への市民参加を進め、市民とともに考え協力しあう関係をつくることができれば、議会における議論の質を高め、議会が先取りした形で良い政策を実現していく可能性が広がるのも事実である。

こうした課題がある中で、市民からの厳しい目線に対し危機感を持って、次なる議会改革への試みを始めた議会も出始めてきている。先進的な取組を進めているこれらの議会に共通して言えることは、本来有する合議制を活かしたうえで、議会への市民参加を積極的に進めていることである。

当市議会においても、今ある二元代表制を十分活用して、執行機関側に太刀打ちができるよう市民と結びつく機会を増やし、内発的に質的な転換を図ることができるよう、平成23年1月から平成24年3月までの間に、これまでの活動について総点検を実施したところである。

## 2. 飯田市自治基本条例の検証に至った背景

### (1) 議会改革の取り組み経過

当市議会における議会改革の取り組みは、平成12年の地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度の廃止と国の関与の見直しが行われたことで、地方自治体の自主性と自律性が飛躍的に拡大し、その最終的な議決権を握る議会の役割が拡大したことに始まる。

まさに、そのことは自治の主役が地方に移り、「自己決定と自己責任」による地域経営を求められていることを意味している。

こうした状況の中で、当市議会では平成14年に「市民に開かれた議会」「活動する議会」への転換を決意し、そのための課題を抽出し新たな議会活動を提案するため、「議会あり方研究会」を設置し、これまでに様々な取組を進めてきた。

- ・平成14年度～ 「議会あり方研究会」の立ち上げ 4つの視点による改革
  - ①議会は如何に民意をくみ上げていくか
  - ②議会審議をどのように改革するか
  - ③市民に開かれた議会とするためには
  - ④政策立案能力向上のために何をすべきか
- ・平成15～16年度 議会議案検討委員会 市民会議の設置の提言
- ・平成16年度 「わがまちの憲法を考える市民会議」の設置
- ・平成17年度～18年度 自治基本条例特別委員会の設置
- ・平成18年第3回定例会 「飯田市自治基本条例」を可決（平成19年4月1日施行）
- ・平成19年度～20年度 行革検討委員会、議会改革検討委員会、議会議案検討委員会による取り組み
- ・平成20年度 議会による行政評価がスタート
- ・平成21年度 議会主催による議会報告会が本格的にスタート
- ・平成22年度 議会運営委員会による視察  
(会津若松市議会 「議会基本条例をツールとした政策形成サイクルの構築と運用」)  
議会報告会を起点とした政策づくりの試行 常任委員会による調査・研究がスタート

このほかにも、議員定数の削減、一問一答方式の導入、議会ホームページ開設、インターネットによる会議録の公開など、改革に向けた取り組みを積み重ねてきている。

## (2) 検証に至った背景と議会運営ビジョンの必要性

上記からも「議会あり方研究会」が一つの契機となって、市民との共同作業による自治基本条例の制定につながったことは言うまでもないが、自治基本条例に関する行政視察対応においては、条例制定に至るプロセスに対して高い評価がある一方で、外部の議会関係者等からは「条例制定後、市や地域、そして議会はどう変わったのか。」「議会は条例制定以後に市民に何をもたらしてきているのか。」といった質問がたびたび出されていた。

また、議会報告会等においては、市民からも「議会の活動が見えづらい」との指摘もあり、条例制定後における議会運営の課題等を整理しなければならない状態下にあった。

こうした経過を踏まえ、飯田市議会では、全議員の意識の共有化を図り、次なる改革につなげるためには、議会議案として可決した「飯田市自治基本条例」に立ち返り、自治基本条例における「市議会の役割」について検証し、市民に現在の議会活動が具体的に見えるようにするとともに、今後の飯田市議会の取組の方向性を、「議会改革・運営ビジョン」として示していく必要があることを全議員で確認したところである。

### 3. 取り組み経過について

#### (1) 飯田市自治基本条例検証会議

##### ① 全体会とグループ検討会議

- ・平成23年5月の臨時会前までに、3グループによるグループ検討会議を3回実施。  
4月には全体会を開催し、各グループにおける検討結果を報告し合い、中間報告として取りまとめた。
- ・この間6回に及ぶリーダー・サブリーダー会議を開催し、グループ間の意見等を確認し合うなど、共通認識を図ってきている。
- ・第5回検証会議では、リーダー・サブリーダー会議で作成した「飯田市自治基本条例検証会議報告書」素案の内容について検討を行い、第6回検証会議において報告書案の最終確認を行った。

行程	日時	会議方式	検討内容及び検討の目標
第1回 (第1段階)	平成23年 1月27日(木) 午後1時30分～	全体会 グループ検討会議	・先進事例等との比較による学習 ・検討の進め方とスケジュール確認 先進事例に学ぶことから、客観的且つ具体的にこれまでの活動を振り返る
第2回 (第2段階)	平成23年 2月10日(木) 午後1時～	グループ検討会議	・現状把握と課題・問題点の掘り起こし 「何ができているのか」「何ができておらず、不足しているのか」を明らかにする
第3回 (第3段階)	平成23年 2月22日(火) 午後1時～	グループ検討会議	・現状把握と課題・問題点の再確認と方向性の明確化 「到達目標をどこに置き、そのためにはどんな方向に進んでいったら良いか」を明らかにする
第4回 (第4段階)	平成23年 4月12日(火) 午後1時～	グループ検討の報告会(全体会)	・中間取りまとめ 各リーダーによる検討内容の報告と全議員による意見交換 「今後どのような議会運営を行っていくか」市民へ示すビジョンづくりにつなげる
第5回	平成23年 7月19日(火) 午後1時30分～	グループ検討会議	・リーダー・サブリーダー会議の報告書素案及び検討項目の検討
第6回	平成23年 8月26日(金) 全員協議会	全体会	・報告書案の最終確認 ・今後の進め方等について

## ②リーダー・サブリーダー会議

- ・グループ間の検討内容等のレベル合わせや議会改革の先進地事例や参考文献等で勉強会などを実施した。
- ・全体会における中間取りまとめ以降は、各グループから出された課題の方向性とその課題を解決するための具体的な検討事項を一本化する作業を行った。
- ・これまでの検証結果を踏まえ、「飯田市自治基本条例検証会議報告書」素案を作成するとともに、その後、グループ検討会議で出された意見・提案等に基づき素案の修正を行い、報告書案とした。

会議等	開催日	検 討 内 容
第1回	23.1.12	・自治基本条例のこれまでの取り組み経過について ・リーダー・サブリーダーの役割と任務について ・検証会議の進め方と事務局体制について
第2回	23.1.24	・自治基本条例検証シートの「大項目」及び「注項目」について ・第1回検証会議の進め方について
第3回	23.2.7	・第1回検証会議における各グループ検討会議の状況報告について ・検証シートの「中項目」に基づく意見等について ・検証会議の進め方と事務局体制について
第4回	23.2.21	・第2回検証会議における各グループ検討会議の検討状況について ・検証シートの着眼点等について ・第3回検証会議の進め方について
第5回	23.3.11	・各グループの検討結果について ・第4回検証会議の進め方について
第6回	23.3.28	・各グループ検討会議の検討結果について ・第4回検証会議の進め方について
第7回	23.4.22	・今後の進め方等について ・求められる議員像と議会像について
第8回	23.5.27	・今後の進め方等の確認 ・第22条「市議会の責務」について
第9回	23.6.14	・第8回の検討(経過)結果について ・第23条「開かれた議会運営」について
第10回	23.6.27	・第9回の検討(経過)結果について ・第25条「市議会議員の責務」、第26条「政策の調査、審議のための機関」及び第27条「市議会事務局職員の責務」について

会議等	開催日	検 討 内 容
第11回	23.7.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10回の検討(経過)結果について</li> <li>・第24条「市議会議長の責務」について</li> <li>・検討項目の選定と優先順位づけ等について</li> </ul>
第12回	23.7.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第11回の検討(経過)結果について</li> <li>・検討項目の選定と選定理由等について</li> <li>・報告書素案について</li> </ul>
第13回	23.8.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書素案の修正について</li> <li>・今後の進め方等について</li> </ul>

### ③自治基本条例検証会議における検証結果について

#### (ア)3グループ(全議員参加型)による検討結果

自治基本条例の第22条から第27条に規定した条文から「キーワード(中項目)」を拾い出し、キーワードごとに下記のとおり2回に及ぶグループ検討会議において検証した。

平成23年4月には、第4回検証会議(全体会)において、各グループの検討結果をリーダーが報告し、全議員で内容等の確認を行っている。

会議等の形態	検 討 内 容
第2回検証会議(グループ検討会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会が「現在できていること」の抽出</li> <li>・市議会が「できていないこと・課題」の抽出</li> <li>・意見集約</li> </ul>
第3回検証会議(グループ検討会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「論点・到達目標(方向性)」について</li> <li>・「到達目標(方向性)を実現していくための具体的検討事項」について</li> <li>・意見集約</li> </ul>

なお、第5回検証会議(グループ検討会議)では、リーダー・サブリーダー会議で作成した報告書素案と検討項目を検討し、意見集約を行っている。

#### (イ)リーダー・サブリーダー会議における意見集約結果

中間取りまとめ以降は、リーダー・サブリーダー会議を頻繁に開催し、3グループで取りまとめた「課題の方向性(論点・到達目標)」とその課題を解決するための「具体的検討事項」の中から、今後、議会として**検討すべき項目を選定**し、検討項目とした理由等について確認し合った。また、自治体を運営する主体である市民、市長、議員、職員といった4者との相互関係に着目するとともに、改めて、「議会あり方研究会」の際に議論となった4つの視点を念頭に意見集約を行っている。

### (ウ) 検討項目の取扱いについて

リーダー・サブリーダー会議において一本化した「検討すべき項目」については、グループ検討会議を経て修正した後、全体会において議会の総意であることを確認するとともに、新たに検討委員会を立ち上げ、当該報告書に基づき、具体的に実現していくための方策等について、年度内を目途に検討し、「議会改革・運営ビジョン」としてまとめ上げることとした。

## (2) 議会制度検討委員会の役割と検討の視点

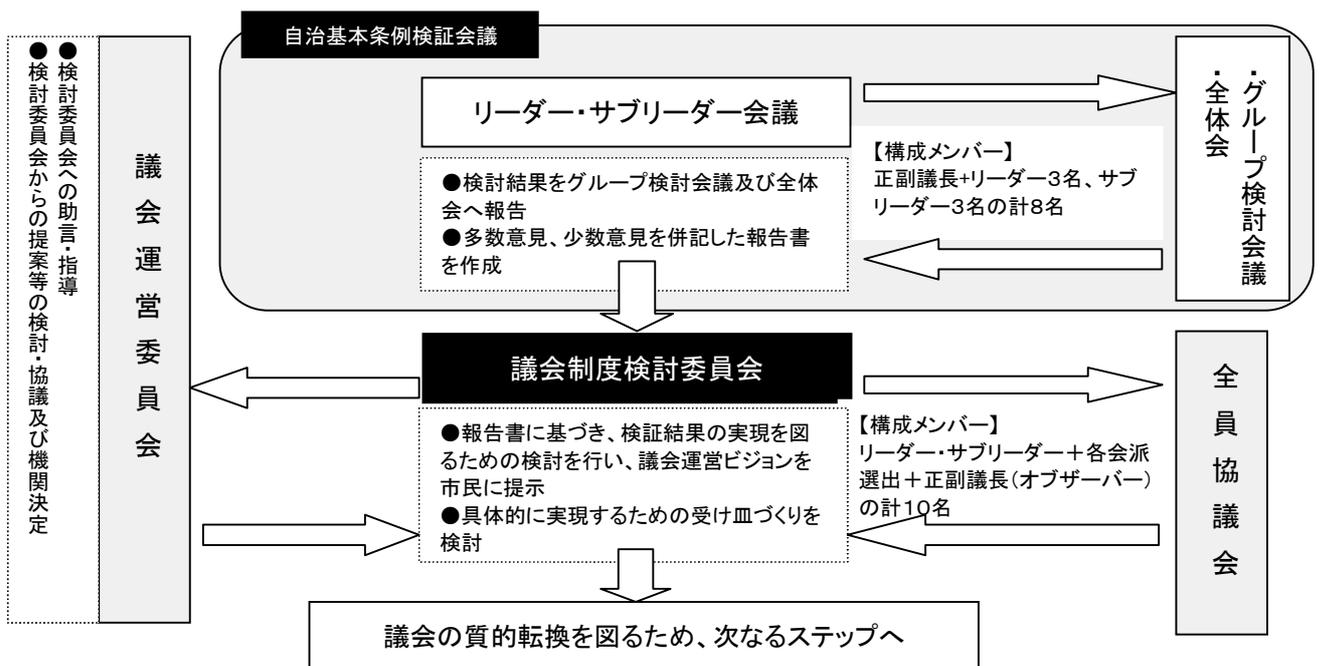
### ① 検討委員会の目的と役割

- ・平成23年9月には自治基本条例検証会議を引き継ぐ形で、自治基本条例で規定された「市議会の役割」について自ら検証を行い、「議会活動が市民に見えるようにしていくこと」を目的とした任意の検討委員会を設置した。
- ・自治基本条例検証会議の全体会で確認された「自治基本条例検証会議報告書」に基づき、検討項目を中心に、今後の取り組みの優先順位と達成時期等を明らかにするとともに、「議会活動をいつまでに、どのように変えていくのか」といった具体的な実現方策等を検討し、このたび、「議会改革・運営ビジョン」としてまとめ上げた。

### ② 設置期間

- ・平成23年9月30日から平成24年3月末日まで

### ③ 自治基本条例検証会議との関係性



#### ④検討の視点

議会制度検討委員会では、具体的な実現方策等を明らかにするため、自治基本条例検証会議の全体会において決定した「検討すべき項目」の29項目について、次の3つの視点でそれぞれ検討を行った。

- 検討すべき項目の「優先度・重要度」
- 検討すべき項目を実現するための「手段・手順・方法」（どのようにして）
- 検討すべき項目の「達成時期」（いつまでに）

#### (3) 議会制度検討委員会における検討の経過

- ・飯田市議会における現状と課題を踏まえ、検討すべき項目の具体的な実現方策等については、各委員同士による討議を実施しながら、上記3つの視点で検討した。
- ・特に検討すべき項目の中で、会派における意見を徴する必要があるものについては、各会派において検討を行った上で意見集約を行い、全会派が一致できる点と、一致できない点を明らかにした。全会派が一致できない部分については、多数意見と少数意見としてまとめた。
- ・検討委員会における検討経過については、全議員による情報の共有化を図る必要性があることから、必要に応じて全員協議会を開催し、検討の経過や検討結果に対する質疑・応答等により調整を図ってきている。
- ・これまでの検討結果として「議会改革・運営ビジョン一覧(案)」を作成するとともに、全員協議会や議会運営委員会における意見等に基づき修正を行った。

会議等	開催日	検討内容
第1回	23.9.30	・正副委員長の互選 ・次回検討委員会の日程確認
第2回	23.10.5	・検討委員会の目的・役割と今後の進め方の確認ほか
第3回	23.10.17	・検討委員会の目的・役割と今後の進め方の確認ほか
第4回	23.10.25	・基本構想の策定義務撤廃に関する議会としての考え方の集約 ・第23条「開かれた議会運営」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討
第5回	23.11.8	・第23条「開かれた議会運営」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討

会議等	開催日	検 討 内 容
第6回	23.11.18	・第23条「開かれた議会運営」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討
第7回	23.11.24	・第23条「開かれた議会運営」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討
全員協議会	23.11.28	・全員協議会における取組経過の報告(第1回～第7回検討委員会)及び質疑、応答
第8回	23.12.27	・第23条「開かれた議会運営」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討・
第9回	24.1.6	・第23条「開かれた議会運営」及び第22条「市議会の責務」の検討項目における具体的な実現方策の検討
第10回	24.1.11	・第22条「市議会の責務」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討
第11回	24.1.17	・第22条「市議会の責務」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討
第12回	24.1.20	・第22条「市議会の責務」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討
第13回	24.1.26	・第22条「市議会の責務」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討 ・会派検討事項の意見集約
全員協議会	24.2.1	・全員協議会における取組経過の報告(第8回～第13回検討委員会)及び質疑・応答
第14回	24.2.3	・会派検討事項の意見集約 ・全員協議会において出された意見等への対応について ・第25条「市議会議員の責務」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討 ・今後検討すべき事項について
第15回	24.2.9	・会派検討事項の意見集約 ・第25条「市議会議員の責務」の検討すべき項目における具体的な実現方策の検討 ・議会改革・運営ビジョン一覧(案)について

会議等	開催日	検 討 内 容
第16回	24.2.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派検討事項の意見雌雄役及びまとめ</li> <li>・議会改革・運営ビジョン一覧(案)について</li> <li>・実現方策等の再確認と検討項目間の調整について</li> <li>・優先順位等の検討について</li> </ul>
第17回	24.2.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革・運営ビジョン一覧(案)について</li> <li>・到達目標、実践する場・組織について</li> <li>・残された課題について</li> <li>・運営ビジョンの柱について</li> <li>・次なるステップに向けた取り組みについて</li> </ul>
全員協議会	24.2.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会における取組経過の報告(第14回～第17回検討委員会)</li> <li>・議会改革・運営ビジョン一覧(案)の提案</li> </ul>
第18回	24.2.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会における出された意見等への対応について</li> <li>・議会改革・運営ビジョン案について</li> <li>・議会改革・運営ビジョンのポイントについて</li> <li>・検討項目の実現方策に対する補強意見について</li> <li>・残された課題等の抽出について</li> </ul>
全員協議会	24.2.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会における取組経過の報告(第14回～第17回検討委員会)及び質疑・応答</li> <li>・議会改革・運営ビジョン一覧(案)の提案及び意見聴取</li> </ul>
代表者会	24.2.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会制度検討委員会における検討経過について</li> <li>・議会改革・運営ビジョンのポイントについて</li> <li>・残された課題を引き継ぐ新たな組織について</li> </ul>
議会運営委員会	24.3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革・運営ビジョンのポイントについて</li> <li>・「議会改革・運営ビジョン一覧(案)」の提案及び協議</li> <li>・残された課題を引き継ぐ新たな組織の必要性について</li> </ul>
第19回	24.3.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革・運営ビジョン案の内容等の検討</li> <li>・全員協議会及び議会運営委員会において出された意見等への対応について</li> </ul>

会議等	開催日	検 討 内 容
議会運営委員会	24.3.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会における議会改革・運営ビジョン案の提案及び協議</li> <li>・議会改革・運営ビジョン案の取扱い</li> <li>・(仮称)議会改革推進会議の設置(案)について</li> <li>・議会改革・運営ビジョン案の確認</li> </ul>
議会運営委員会	24.3.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会改革・運営ビジョン案」の取扱いについて</li> </ul>
全員協議会	24.3.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会における「議会改革・運営ビジョン案」の確認・意見聴取</li> </ul>

## 4. 検討結果について

### (1) 議会改革・運営ビジョンのポイント

#### ① 飯田市議会のめざすべき姿

- ・二元代表制の一翼を担う議会に対する不要論がある中で、本来持っている議会の役割を改めて市民に示していくことが求められている。機関競争として、首長と議会が対等に議論を行い、市民にしっかり説明をしていくことが自治の基本である。
- ・飯田市議会では、公募市民を含めた「わがまちの憲法を考える市民会議」を設置し、平成19年に自治基本条例を制定した。この市民参加型のプロセスを重視した合意形成の重要性と、議会が主体的にまちづくりへ関与していくというその精神は、以後の議会活動を通じて、今日まで引き継がれてきている。しかしながら、議会による取り組みは未だ緒についたばかりであり、このたび、自治基本条例における議会の役割について検証を行ったところである。
- ・こうした中で、これまで以上に、開かれた議会としての質的転換を図るためには、市民との協働作業により条例づくりをした経験を活かして、議会への市民参加を進めるとともに、市民と協力し合う関係づくりを進め、市民の声を聴き政策に反映させ結果を出していくことが、自治基本条例に基づいた議会改革そのものであると言える。このことがひいては、見えにくいと言われる議会の役割を明らかにし、市民主体のまちづくりを実現していくことにつながる。
- ・また、議会が追認機関と言われたいためにも、執行機関側としっかり対峙し、政策において切磋琢磨するとともに、議員間の自由討議を通じて、論点・争点を明らかにし議会が合議体として一つにまとまって、市民に対し、政策決定のプロセスについて説明責任を果たしていかなければならない。また、このことは、立案・決定・執行・評価という市の政策過程において、議会としての議論を通じ、行政の政策的な課題を明らかにし、争点等を形成・公開していくことにほかならない。
- ・改めて、議会に議決権が与えられている意味の重みを再認識するとともに、特に、負の遺産を市民が背負うことがないように、権限を市民のために行使し、市の重要な計画等については、これまで以上に議会が関与していくことが必要である。
- ・以上の市議会のめざすべき姿を実現するため、以下3つの視点に力点を置き取り組んでいく。

## ② 議会改革・運営ビジョンにおける柱（下線部は重点的な取り組み）

### （ア）市民との関係における視点

- 議会報告会を起点とした政策形成サイクルを実現するための議会報告会の継続実施  
→市民の声から政策課題を引出し調査・研究を進めることで、市民の声を政策に反映させる
- 広報広聴委員会の設置（案）と役割・機能等の明確化  
→従来の広報機能に加え、議会として新たに広聴機能等を有する委員会を設置する
- 市民との対話の場の拡充  
→政策立案につなげるため、多様な市民とのコミュニケーションの場を確保する
- 請願・陳情者の説明機会の保障  
→参考人制度の活用により議会への市民参加を進める
- 委員会の自由傍聴の実現  
→従来の許可制を見直し自由に傍聴ができる環境づくりを進める

### （イ）議員同士の関係における視点

- 議員間の自由討議の実現  
→議員が相互に意見を交換し論点・争点を発見・整理するとともに、合議体の議会としてまとまっていくことで、議会の意志を明らかにする
- 全議員参加型の（仮称）政策討論会の実施  
→政策等について、議員間で自由討議を行う実践の場としていく

### （ウ）執行機関側との関係における視点

- 96条の第2項による議決権の拡大  
→市民との情報共有を図り、政策的な議論をすることで議決に結びつけていく
- 市民の意見を反映した行政評価の確立と行政評価の決算・予算審査への連動  
→市民の声を踏まえ、政策優先順位の選択肢という専門性を活かしていく
- 常任委員会単位における調査研究の充実と政策立案機能の向上  
→政策立案ができる議会にシフトしていくため、常任委員会活動の質的向上を図る
- 参考人制度の積極的活用  
→参考人制度の積極的活用により調査や監視機能を高めていく

## (2) 次なるステップに向けて

### ①改革に向けた新たな組織の立ち上げ

自治基本条例に規定された議会の役割については、これまでの取組を検証するとともに、29項目の検討すべき項目に基づき、前述のとおり、市議会としての方向性と課題解決に向けた実現方策等を明らかにしたところである。29項目の実現については、今後、市議会として力点を置いて取り組んでいくべき項目を選定するとともに、議会運営ビジョンの実現に向けた基本的考え方を整理したが、検討項目によっては、時間的な制約等もあり残された課題も多い。

議会制度検討委員会では、これまで精力的に検討を進めてきたが、当該検討委員会については、平成24年3月末までの時限的設置であることから、残された課題等について、引き続き、検討を行っていく新たな組織を立ち上げ、議会運営ビジョンの実現を図るとともに、その進行管理を図っていく必要がある。

新たな組織の位置づけ及び役割については、下記のとおり。

- (ア) 新たな組織として「議会改革推進会議」を設置する。(フロー図参照)
- (イ) 議会制度検討委員会が担っていた機能と役割を引き継ぐ組織と位置づける。
- (ウ) 議会運営ビジョンのみならず、不断の議会改革を推進していくため、必要があると認める時に開催できる常設型とし、具体的な課題等についてフレキシブルに対応ができるようにする。
- (エ) 議会制度検討委員会で積み残しとなった課題等を解決するとともに、議会改革全般及び議会改革・運営ビジョンの進行管理をしていく場とする。
- (オ) 議会の構成が変わっても、議会改革を継続していくことができる方法や仕組み等について研究・検討を行っていく。
- (カ) 当面、会議規則第159条に基づき別表に掲げる「検討委員会」として位置づける。

### ②残された具体的な課題等について

検討すべき項目における主な課題等については、議会改革・運営ビジョン一覧(案)に記載したとおりであるが、これまでの検討経過を踏まえ、主要な項目については、次に示す。(平成25年5月以降の検討項目は除外)

検討すべき項目 (自治基本条例の関係条項)	残された課題及び引き継ぐべき課題等
○議員間の自由討議 〔自治基本条例第22条 関係〕	・「討議」と「討論」の違いが明確でない。 ・会議規則第91条(審査順序)に討議を位置づける必要があるかどうか。 ・①委員の動議 ②委員長の判断 以外にシステム化をしていく必要がある。

<p>検討すべき項目 (自治基本条例の関係条項)</p>	<p>残された課題及び引き継ぐべき課題等</p>
<p>○政策形成のためのシステムづくり 〔自治基本条例第 22 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どんな時にどのようにして「全員参加型の（仮称）政策討論会」を実施するのか。</li> <li>・（仮称）政策討論会を行う場をどうしたらよいか。</li> <li>・先例集第 10 章委員会等への（仮称）政策討論会に係わる規定の新たな挿入</li> <li>・委員長会における合意形成の必要性</li> </ul>
<p>○地方自治法第 96 条第 2 項による議決権の拡大（政策決定領域の拡大） 〔自治基本条例第 22 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決の対象とする個別計画について、議決の権限が及ぶか、また、議決が及ぶ場合は、どこまで議決すべきか個別に判断を要する。</li> <li>・市民との情報共有を中心とした議決に至るまでのプロセスの在り方をどうするか。</li> <li>・議決対象となる個別計画等に係る市民団体等との情報の共有化</li> <li>・個別計画の把握と仕分け作業</li> <li>・飯田市議会の議決すべき事件を定める条例改正</li> </ul>
<p>○市民との対話の場の拡充（議会報告会・意見交換会・団体等との懇談・市民会議との懇談など）〔自治基本条例第 22 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的課題等については、当該委員会における市民との情報共有をどのように行うか。</li> <li>・現在行っている議会報告会や各種団体との懇談等の検証作業及びそのまとめ</li> </ul>
<p>○市民の意見を反映した行政評価の確立と行政評価の決算・予算審査への連動 〔自治基本条例第 22 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の際に必要な長期的な視点の共有化をどうしていくか。</li> <li>・委員長会との調整</li> </ul>

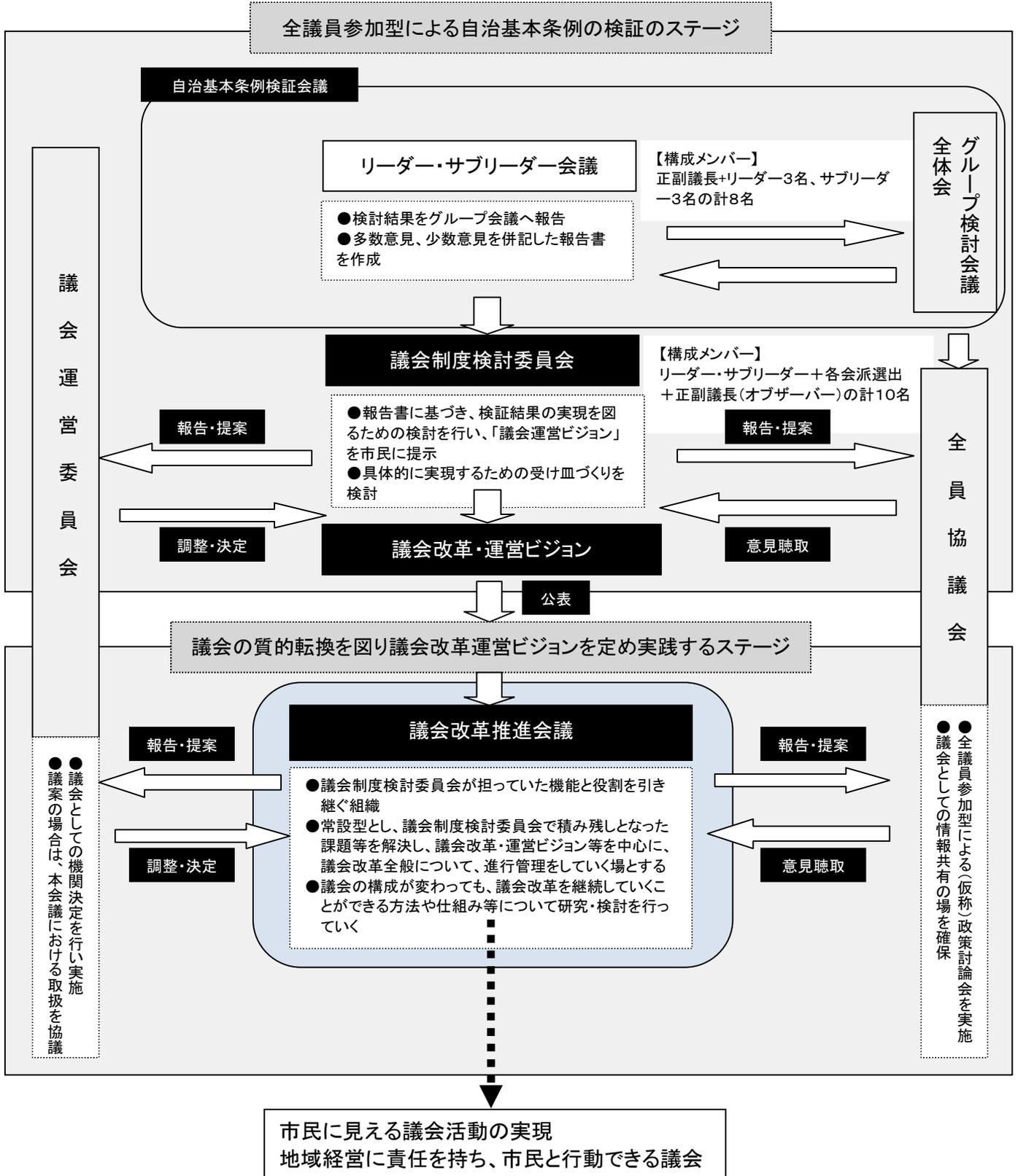
<p>検討すべき項目 (自治基本条例の関係条項)</p>	<p>残された課題及び引き継ぐべき課題等</p>
<p>○常任委員会単位における調査研究の充実と政策立案機能の向上 〔自治基本条例第 22 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民意見等を政策に反映していく手法と手順</li> <li>・ 所管事務調査の進め方</li> </ul>
<p>○常任委員会活動を充実させるための複数所属制の検証 〔自治基本条例第 22 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員会のあるべき姿に係る活動量及び専門性と現状との比較や乖離の明確化</li> </ul>
<p>○地方自治法第100条の2による専門的知見の活用 公募市民や外部有識者が参加する機関の設置と調査検討 〔自治基本条例第 22 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例づくりにおける市民参加の在り方</li> <li>・ 調査機関設置のイメージ</li> </ul>
<p>○賛否の公開 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だより編集委員会における協議</li> </ul>
<p>○議員による議会ホームページへの関与 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会から発信すべき情報に対する議会だより編集委員会の関与の仕方をどのようにするか。</li> <li>・ どのような情報に関与していくのか。</li> </ul>

<p>検討すべき項目 (自治基本条例の関係条項)</p>	<p>残された課題及び引き継ぐべき課題等</p>
<p>○議案・会議資料の事前公開 審査後の資料公開 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 告示議運で内定した事項を定例会開会日前のホームページで公開することについて、議会運営委員会における協議・決定が必要。</li> </ul>
<p>○委員会の自由傍聴の実現 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会条例第 19 条（傍聴の取扱い）の規定の見直し</li> <li>・ 委員会傍聴規則等の必要性と規則内容の検討</li> <li>・ 委員長権限に係るルール内容の検討</li> </ul>
<p>○インターネットによる映像配信 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低コストである映像配信に係る情報収集</li> </ul>
<p>○議会報告会の継続実施に向けた根拠づけ 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会活動の継続性を担保するための方法</li> </ul>
<p>○広報・広聴委員会の設置（案）と役割・機能等の明確化 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報・広聴委員会の位置づけ、機能と役割をどのようにするか。</li> <li>・ 広報・広聴委員会の設置に係る規定等をどうするか。</li> <li>・ 広報・広聴委員会の構成員の在り方はどうしたらよいか。</li> <li>・ 広報・広聴委員会と他の委員会との調整をどうするか。</li> </ul>
<p>○子どもたちによる傍聴の学校側への働きかけとその実現 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傍聴に関するカリキュラム等の検討</li> <li>・ 教育委員会との調整及びニーズ把握</li> </ul>

<p>検討すべき項目 (自治基本条例の関係条項)</p>	<p>残された課題及び引き継ぐべき課題等</p>
<p>○市民向けの政務調査費及び委員会管外視察の報告の実施 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査費に係わる報告の仕方の平準化</li> </ul>
<p>○議長による記者会見の実施 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記者会見に至るまでの手順や仕組みづくりをどのようにしたらよいか。</li> </ul>
<p>○請願・陳情者の説明機会の保障 〔自治基本条例第 23 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願及び陳情者の趣旨説明について、当該委員会が必要と認めた場合、参考人制度活用に至る手順等をどうしたらよいか。</li> <li>・請願及び陳情者の趣旨説明に係る会議規則の改正</li> <li>・紹介議員が趣旨説明を希望する際の委員会への申出に係る規定等の整備（先例集）</li> </ul>
<p>○政治倫理条例の研究 〔自治基本条例第 25 条関係〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治倫理に関する条例の必要性の有無</li> </ul>

# 議会制度検討委員会解散後における取り組みイメージ

〔検討の受け皿・推進組織〕



## 5. おわりに

私たちの議会任期も余すところ1年となった。昨年の1月末から全議員で取り組んでいる自治基本条例検証会議の検証結果を受け、議会制度改革について、次なる方向性を明らかにし、このたび、「議会改革・運営ビジョン」として構想をまとめたところである。

今後は、市民に開かれ信頼される議会とするためには、議会活動を市民に見える化し、政策立案機能を高められるよう「議会改革・運営ビジョン」を着実に実践するなど、議会自らがアクションを起こすことが必要不可欠であり、これからが正念場と言える。

議会が市民との協働作業により制定した飯田市自治基本条例は、市民主体のまちづくりを目指している。現在ある分権改革の大きな流れの中で、社会情勢の変化に的確に対応し、さらなる住民自治を実現するためには、これまで以上に、議会としての役割を発揮するとともに、将来的には、市民協働による条例の見直し等も視野に入れていく必要がある。

議会制度検討委員会は3月末を持って解散することになるが、新たな受け皿となる「議会改革推進会議」を早急に立ち上げ、「議会改革・運営ビジョン」を実行に移すよう促すとともに、飯田市議会として、今後とも不断の議会改革に取り組み、議会構成が変わろうとも議会活動の実践を継続させる取り組みについて、市民に向かって公表するものである。

## 自治基本条例検証会議グループ名簿

A グループ	◎永井一英(2期・公明党)	○福沢 清(1期・会派みらい)	上澤義一(4期・会派のぞみ)
	原 和世(4期・会派みらい)	木下克志(3期・会派のぞみ)	下平勝熙(3期・市民パワー)
	伊壺敏子(3期・日本共産党)		
B グループ	◎後藤荘一(3期・日本共産党)	○湊 猛(1期・会派のぞみ)	原 勉(4期・会派みらい)
	森本美保子(3期・会派みらい)	村松まり子(3期・公明党)	清水 勇(2期・会派のぞみ)
	新井信一郎(2期・会派のぞみ)	清水可晴(4期・市民パワー)	
C グループ	◎吉川秋利(2期・会派のぞみ)	○湯澤啓次(1期・会派のぞみ)	林 幸次(4期・公明党)
	井坪 隆(4期・会派みらい)	木下容子(3期・市民パワー)	牛山満智子(2期・無会派)
	内田雄一(1期・日本共産党)	中島武津雄(4期・会派のぞみ)	

上記◎印:リーダー

○印:サブリーダー

## 議会制度検討委員会名簿

職 名	氏 名	会 派 名	備 考
委 員 長	清水 可晴	市民パワー	
副委員長	福沢 清	会派みらい	
委 員	湯澤 啓次	会派のぞみ	
委 員	湊 猛	会派のぞみ	
委 員	吉川 秋利	会派のぞみ	
委 員	永井 一英	公 明 党	
委 員	後藤 荘一	日本共産党	
委 員	井坪 隆	会派みらい	
オブザーバー	上澤 義一	会派のぞみ	議長
オブザーバー	村松まり子	公 明 党	副議長

飯田市議会  
議会改革・運営ビジョン

平成24年3月22日

発行

飯田市議会事務局

電話 0265(22)4523

ホームページアドレス

[http://www.city.iida.lg.jp/iidaspher/www/assembly\\_index.jsp](http://www.city.iida.lg.jp/iidaspher/www/assembly_index.jsp)